

## 三原市緩和基準型通所サービス事業業務仕様書

### 1 業務名

三原市緩和基準型通所サービス事業

### 2 目的

この事業は、三原市緩和基準型通所サービス事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3条に基づき、事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項を定め、事業対象者及び要支援者が居宅において自立した生活を営むための生活援助を行うもの。

### 3 対象者

市内に住所を有する事業対象者及び要支援者で、包括支援センターまたは包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントに基づき本事業の利用が必要と認められたもの。

### 4 業務内容

#### (1) 事業の内容

高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業として、次に掲げるもののうち介護予防ケアマネジメントに基づき必要なサービスを提供する。

ア ミニデイサービス

イ 健康チェック

ウ 準備運動

エ 筋力運動

オ バランス運動

カ 体操等により身体機能の維持、向上を図る。

キ その他市長が認めるもの

#### (2) 実施回数及びサービス提供時間

原則週1回とし、1回当たりの時間はおおむね3時間程度とする。

#### (3) サービスの提供

ア 地域包括支援センター等から提出される介護予防サービス・支援計画書に基づき、その目的を達成するため、必要なサービスを提供する。

イ 利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行うこと。

ウ 送迎については、利用者と話し合いの上、利用者の状態に応じた送迎を受注者において実施すること。ただし、受注者の最終責任において効率的・効果的な事業実施のため、送迎業務を再委託により行うことは差し支えない。

#### (4) 実施報告

サービスの提供後、翌月10日までに、緩和基準型通所サービス事業実績報告書を作成し、実施状況報告書と併せて市長に提出すること。

また、地域包括支援センターに対し、緩和基準型通所サービス事業実績報告書及び実施状況報告書の写しを提出すること。

## 5 委託業務の人員基準等

(1) 受注者は当該事業を行うに当たり、事業所ごとに、次に掲げる資格を有する事業従事者を配置しなければならない。

ア 管理者(資格要件なし)：常勤、専従1人以上

イ 従事者(生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び一定の研修修了者等)：専従1人以上

ウ 補助者(資格要件なし)：専従1以上 ただし、利用者が11人～20人までのときは専従2人以上、21人～30人のときは専従3人以上の配置をすることとし、以後、利用者が10人増えるごとに専従1人以上の補助者を追加することとする。

エ サービス提供時には、身分を証明する職員証を常に携帯し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

## 6 設備に関する基準

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さとして、利用定員×3㎡を有する専用の区画を設けるほか、事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

## 7 委託料

実績報告及び請求内容の確認後、委託業務の実施に要する費用(以下「委託料」という。)として要綱第8条に定める事業費2,700円/回に実績回数を乗じた金額を支払うものとする。ただし、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から通う者に対しては、送迎に係る費用分として1回当たり940円を減額する。

## 8 個人情報の保護

業務の実施にあたり、個人情報の漏えい、滅失等の防止、その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置を図ること。また、業務に従事しているもの及び従事していたものは、当該事業に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

## 9 関係機関との連携

市高齢者福祉課及び地域包括支援センター等との連携を密にすること。

## 10 安全管理体制

委託事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。また、実施に当たっては、有事に際して速やかに対応できる体制を整えること。なお、事故等が発生した場合は直ちに市高齢者福祉課に報告すること。

## 11 書類の整備

(1) 提出書類に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に市長に届出ること。

(2) 委託事業者は、事業を遂行するに当たり、必要な書類を整備し、委託業務の終了後5年間保存すること。

## 12 苦情・事故等の対応

(1) 委託事業者は、利用者に対するサービスの提供により苦情・事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(2) 委託事業者は、前項の苦情・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(3) 委託事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 13 その他

契約書及び仕様書に定めない事項については、発注者受注者協議の上、定める。不明な点については、発注者と協議を行うものとする。